様式第3号(第3条関係)

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

出雲市長

意見の聴取通知書

　建築基準法第　　条第　　項の規定による意見の聴取を、次のとおり行いますから必ず出席してください。

　もし、出席できない場合は、代理人を出席させることができますが、この場合には、あらかじめ、その理由及び代理人との関係を記載した書面に委任状を添えて意見の聴取の開始までに市長に提出してください。

　この意見の聴取に際して、証人を出席させ、又は自己に有利な証拠を提出することができますが、この場合においては、意見の聴取の開始までに文書をもって市長に届け出てください。

記

　1　日時　　　　　　年　　月　　日　　時　　分

　2　場所

　3　違反行為に対し命じようとする措置

　注　意見の聴取の期日の延期は、正当な理由があるときに限り出雲市建築基準法に基づく公開による意見聴取に関する規則第12条第1項の規定によって意見の聴取の期日の2日前まで申請ができます。